

# 平成27年度 第14回庁議要旨

日時：平成27年10月19日（月）

午前9時～

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 建築確認申請等手数料の減免期間の延長について（建設部）

東日本大震災により、大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、石巻市建築基準等に関する条例第9条第1項第6号の規定に基づき、平成28年3月10日まで、建築確認申請等手数料を全額減免しているところであるが、被災者の自立再建を引き続き支援するため、建築確認申請等手数料の減免期間の延長を行うもの。

#### (1) 主な内容

宮城県を含む他の特定行政庁と同様に建築確認申請等手数料の減免期間を延長する。

#### ア 減免する建築確認手数料等手数料の種類

- ・ 確認申請手数料
- ・ 中間検査申請手数料
- ・ 計画変更申請手数料
- ・ 完了検査申請手数料
- ・ 建築許可・認定申請手数料

#### (2) 今後の予定

- ・ 平成29年3月31日まで減免措置を行う

### 2 石巻市被災市街地復興土地区画整理事業区域に係る「町の区域を新たに画すること」について（復興政策部・復興事業部）

新市街地の土地区画整理事業を行っている市内6地区について、新町名を選定し、新たに町の区域を画する。

#### (1) 主な内容

#### 【新蛇田地区：のぞみ野】

事業区域内の石巻市蛇田字新沼田、同字新立野の2つの字の一部の区域を石巻市のぞみ野一丁目からのぞみ野五丁目とする。

#### 【新渡波・新渡波西地区：さくら町】

事業区域内の石巻市渡波字新沼、同字新千刈の2つの字の一部の区域を石巻市さくら町一丁目からさくら町五丁目とする。

#### 【あけぼの北地区：あけぼの北】

事業区域内の石巻市蛇田字西道下、同字新下堀の2つの字の一部の区域を石巻市あけぼの北一丁目からあけぼの北二丁目とする。

#### 【新蛇田南・新蛇田南第二地区：あゆみ野】

事業区域内の石巻市蛇田字細田の全部の区域及び同字新西前沼、同字上前沼、同字下前沼、同字新沼田、門脇字青葉西、同字一番谷地の6つの字の一部を石巻市あゆみ野一丁目からあゆみ野五丁目とする。

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年内 市議会議案上程

3 (仮称)石巻第二霊園の供用開始について(生活環境部)

石巻市南境字大衡山地内において実施中の新墓地建設事業が今年度内に完成する予定であることに伴い、関係条例等の整備を行うもの。

(1) 主な内容

① 事業箇所 石巻市南境字大衡山278番1

② 施設等の概要

ア 墓所数 2,080基

うち一般墓所 1,717基

うち個別集合墓所 363基(上・下段に1か所 計2か所)

イ 納骨堂 1棟(最大で495個の骨壺を納骨)(震災による身元不明者等)

ウ 駐車場 136台

エ その他 水洗トイレ 2か所

⑦ 使用料 一般墓所358,400円(仮)、個別集合墓所95,900円(仮)

⑧ 管理料 3,600円

一般墓所:使用許可の際及び以後5年を経過するごとに5年分を前納とし、返還の際は年割により還付する。

個別集合墓所:墓所の性質上から許可の際に25年相当額9万円一括納入とし、還付しない。

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年12月 市議会定例会に霊園条例改正提案(平成28年4月1日施行)
- ・ 平成28年3月末 (仮称)石巻第二霊園完成
- ・ 平成28年5月 市報により募集
- ・ 平成28年6月 供用開始

4 次期「石巻市環境基本計画」案について(生活環境部)

平成19年4月に対象期間を平成28年度までの10年間とする「石巻市環境基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に環境保全に取り組んできたところであるが、市民・事業者・市の各主体の自主的行動と協働により総合的・計画的に推進するため、新たに平成28年度からの「石巻市環境基本計画」を策定するもの(環境問題を取り巻く社会情勢の変化により、1年前倒しして策定する。)

(1) 主な内容

[1] 計画の基本的な考え方

計画策定の目的、位置付け、構成、目指すべき環境像や基本目標など計画の基本的事項

[2] 環境像の実現に向けた取組

「多様な自然との共生」「環境負荷の低減」「循環型社会の構築」「低炭素社会の実現」「環境市民の育成」等、5つの基本目標達成に向けた様々な施策等

[3] リーディング・プロジェクト

計画を先導する象徴的な取組(最重要課題)

[4] 計画の推進

計画の推進体制及び進行管理

[5] 資料編

計画策定の体制と経過、環境審議会委員名簿、関係条例等、用語解説及び環境基準

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年11月1日 パブリックコメント実施について市報掲載(11月1日号)  
募集期間：平成27年11月16日～12月15日
- ・ 平成28年 3月 環境基本計画策定

5 石巻市かもめ学園における指定管理業務の拡充について（福祉部）

平成24年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正により、相談支援の部分が見直され、平成27年4月以降、原則として全ての障害福祉サービス等を利用する障害者に、計画相談支援や障害児相談支援が適用されることとなった。

このような制度の変化を踏まえ、平成28年度以降、石巻市かもめ学園に新たな機能（障害児童相談支援等）を付加し、利用者の利便性向上に資する。

(1) 主な内容

指定管理者が行う業務として、次の業務を追加する。

① 障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第6項）

障害のある児童が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

② 特定相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項）

障害のある方が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年度第4回定例会  
関連議案(指定管理者の指定及びかもめ学園条例の一部改正条例)
- ・ 平成28年1月 指定管理者候補者への指定通知
- ・ 平成28年3月 基本協定の締結
- ・ 平成28年4月 年度協定の締結

[報告事項]

1 地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る地域再生計画について（産業部）

地域再生法の一部を改正する法律に基づき、宮城県が策定した地域再生計画が平成27年10月2日に内閣府より認定された。

これにより、地方活力向上地域（三大都市圏以外の地域であり、かつ、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域）において本社機能を移転する施設を整備する事業について、その事業計画を都道府県知事から認定された事業者に対し、債務の保証、課税の特例等の優遇措置が講じられる。

(1) 主な内容

① 地域再生計画の名称

富県共創！みやぎへの本社機能移転等促進プロジェクト

② 計画の作成主体

宮城県

③ 地域再生計画の区域

宮城県の全域

④ 地域再生計画の目標

ア 企業の新規立地

東京にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（移転型事業の認定件数）を5件、域内企業の本社機能等の拡充を伴う新規立地等及び東京以外の地域にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（拡充型事業の認定件数）を10件とする。

イ 就労機会の創出

企業の新規立地や事業拡大により、100人の雇用機会の創出を図る。

ウ 移住定住の促進

東京にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等により、15人の移住定住者を創出する。

⑤ 計画期間

認定の日から平成32年3月31日まで

⑥ 特例を活用することができる地域（区域）

本市においては、次のとおり地域（区域）を設定した。

ア 地方活力向上地域（移転型事業の区域）

- ・ 都市計画法上の用途地域指定をしている区域の全て（新市街地及び須江地区産業用地を含む）
- ・ 用途指定のない区域は現在認定を受けている復興推進計画（ものづくり特区、愛ランド特区）の復興産業集積区域等

イ 拡充型事業の区域

- ・ 用途地域指定の有無を問わず、現在認定を受けている復興推進計画（ものづくり特区）の復興産業集積区域

⑦ 計画の認定により活用できる優遇措置

都道府県知事の認定を受けた事業者等は、次の債務の保証、課税の特例等の優遇措置が講じられる。

ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務

認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務を保証

イ 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除（選択的適用）

- i 移転型事業：特別償却25%、税額控除7%
- ii 拡充型事業：特別償却15%、税額控除4%

ウ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例

認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除

- i 移転型事業：増加雇用者1人当たり80万円
- ii 拡充型事業：増加雇用者1人当たり50万円

エ 認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置

特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について地方公共団体が当該施設に課すべき事業税（移転を伴う場合のみ）、不動産取得税又は固定資産税を軽減措置した場合の減収分を地方交付税により補填（減収分を基準財政収入額から控除）

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年第1回市議会定例会 固定資産税の軽減措置に係る条例提案予定

## 2 平成27年度石巻市総合防災訓練の実施について（総務部）

市民一人ひとりが、かけがえのない命を『自分で守る、地域で支える』という意識を持ち、防災についての正しい知識と行動力が身につくよう、市民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図ることを目的として、市内一斉に総合防災訓練を実施する。

(1) 主な内容

① 日 時 平成27年11月15日(日)

(ステージ1) 市内一斉の地震・津波避難訓練 午前9時～午前10時

(ステージ2) 地域の自主的な災害応急対策訓練 午前10時～

② 場 所 市内全域

③ 想 定 午前9時〇〇分、三陸沖を震源とする巨大地震が発生し、午前9時05分、気象庁は宮城県沿岸に大津波警報を発表。地震の規模はM9.0と推定され、市内で最大震度6強を観測。

地震により、住家や道路などに甚大な被害をもたらされ、電気、水道、ガスなどのライフラインの機能が失われた。

④ 訓練内容

= ステージ1 (市内一斉の地震・津波避難訓練) =

(1) 市民の訓練（初動訓練、避難訓練）

(2) 指定職員（避難所に派遣する市職員）の訓練

(3) 訓練本部連絡室及び訓練災対支部の訓練（危機対策課、防災推進課、各総合支所）

(4) 関係機関の訓練（学校、消防団、消防署、警察署、自主防災会、町内(区)会）

= ステージ2 (地域の自主的な災害応急対策訓練) =

総合支所、地域防災連絡会、自主防災会若しくは町内(区)会が企画する救助、応急手当、炊き出し等の災害応急対策訓練。

(2) 今後の予定

- ・ 訓練周知チラシの全戸配付（11月1日号市報折込）他、市報及び市ホームページへ掲載

## 3 平成27年度原子力防災訓練の実施について（総務部）

災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]及び、関係市町の地域防災計画に基づき、原子力防災関係機関における原子力災害発生時の緊急時対応能力及び避難計画等の事前対策の検証を行うことにより、住民の防災意識の高揚を図る目的で行うもの。

(1) 主な内容

① 実施日時 平成27年10月30日(金) 午前8時30分から午後1時30分まで

② 実施場所 市内全域（各市町別）

③ 主 催 宮城県、石巻市、女川町、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町

④ 事故想定 宮城県沖にて地震が発生し、運転中の東北電力株式会社女川原子力発電所

2号機において原子炉が自動停止した後、全交流電源喪失及び原子炉冷却機能の喪失により全面緊急事態に至る。その後、炉心が損傷し、排気筒から環境中に放射性物質が放出された。

- ⑤ 訓練内容
- i 緊急時通信連絡訓練（関係機関や事業者よりの情報伝達訓練）
  - ii 石巻市災害対策本部運営訓練
  - iii 県現地災害対策本部訓練
  - iv 原子力災害合同対策協議会等活動訓練
  - v 緊急時モニタリング訓練
  - vi 広報訓練
  - vii 原子力災害医療活動訓練
  - viii 住民避難・屋内退避訓練
  - ix 交通対策等措置訓練

(2) 今後の予定

- ・ 細部計画については決定次第、グループウェアに掲載。

#### 4 女川消防署牡鹿出張所の開庁（運用開始）について（総務部）

震災で被災し、現在は牡鹿総合支所3階に仮設置されている女川消防署牡鹿出張所について、本年10月中に復旧工事が完了し、11月1日より運用開始する。

(1) 概要

- ・ 所在地 石巻市鮎川浜清崎山6-2
- ・ 敷地面積 2,711.43㎡
- ・ 建築面積 623.50㎡
- ・ 構造種目 鉄筋構造 平屋建
- ・ 配備 片班8名2隊、所長1名、計17名体制  
消防ポンプ自動車 1台  
高規格救急自動車 1台  
消防広報連絡車 1台

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年10月 本体工事完成
- ・ 平成27年11月1日 運用開始
- ・ 平成27年11月8日 開庁式

#### 5 平成27年度石巻市市政功労表彰について（総務部）

市政の発展等に功績のあった方を表彰することにより、敬意と感謝の意を表すとともに苦勞に報いる。

(1) 主な内容

表彰の対象となるのは、個人、法人、団体等で、市の行政、経済、社会その他各般にわたって市政の振興に寄与し、又は市民の模範と認められる善行があったもの。

【対象者数】

種 別	個 人	団 体	合 計
1 自治功勞	4 1	0	4 1
2 納税功勞	0	0	0
3 保健衛生功勞	1 3	0	1 3
4 生活環境功勞	0	0	0
5 産業功勞	0	0	0
6 統計功勞	2	0	2
7 教育功勞	0	0	0
8 芸術文化功勞	0	0	0
9 都市整備功勞	0	1	1
1 0 社会福祉功勞	3	0	3
1 1 治安功勞	3 3	0	3 3
1 2 篤行	0	0	0
合 計	9 2	1	9 3

(2) 表彰式

- ・ 石巻市市政功勞者表彰式

日時：平成27年11月15日（日）午後2時

場所：遊樂館 かなんホール

[その他]

1 かほく産業まつり・かほく文化祭の開催について（河北総合支所）

河北総合支所より、標記イベントの周知があった。

(1) かほく産業まつり

- ① 日 時 : 平成27年11月1日（日） 9:30～15:00
- ② 場 所 : 河北総合センター（ビッグバン）

(2) かほく文化祭

- ① 日 時 : 平成27年10月31日（日）～平成27年11月3日（火）  
※作品展・神楽大会等、各催しごとに日時が異なる。
- ② 場 所 : 河北総合センター（ビッグバン）

以 上

